

## 音威子府村財政健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度次の健全化判断比率を、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととなっています。

- ① 実質赤字比率 （村の一般会計が赤字となっていないか？）
- ② 連結実質赤字比率 （村の全ての会計が赤字となっていないか？）
- ③ 実質公債費比率 （村の借金の返済にあたって資金繰りはどうなのか？）
- ④ 将来負担比率 （村が将来負担すべき経費はどれくらいなのか？）

以下、平成24年度決算に係る、音威子府村の各比率をお知らせします。

財政指標	音威子府村の比率	早期健全化基準	財政再生基準	参 考
実質赤字比率	—	15.0	20.0	—
連結実質赤字比率	—	20.0	30.0	—
実質公債費比率	5.3	25.0	35.0	6.9
将来負担比率	—	350.0		—

- ④ 早期健全化基準 … 財政がどれだけ悪化しているかを表す数値で、比率がこの数値を超えると、財政健全化計画の策定（要 議会議決）等が義務付けられ、計画期間内で改善しなければなりません。
- ④ 財政再生基準 … 地方公共団体独自で財政運営ができるかどうかを表す数値で、比率がこの基準を超えると、「財政再建団体」となり、国等の関与による財政の再生がおこなわれます。
- ④ 参考 … 昨年度（平成23年度決算に係る）音威子府村の比率です。

音威子府村では、全会計に赤字はなく、実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準を下回っており、昨年度の比率よりも低くなっています。

詳細については、総務課総務財政室財政管理係（電話 5-3311）にお問い合わせください。

